サービス内容に関する相談・苦情

利用者又はご家族等は、提供されたサービス等につき、苦情を申し出ることができます。

その場合速やかに事実関係を調査し、必要に応じて苦情解決委員会を開催し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善の方法について、利用者又はご家族等に１ヵ月以内に報告いたします。

①介護保険相談・苦情窓口

電　　話	０４２―６９１－００７４
苦情解決責任者	施　設　長　内　藤　昭　彦
苦情解決担当者	福　祉　係　大 原　　三 村

②その他

施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口などでも受け付けています。

東京都国民健康保険団体連合会

介護相談窓口　０３－６２３８－０１７７

介護保険証記載の区市町村介護保険担当係にご相談ください。